

防府地区防犯対策協議会補助金交付要綱

平成18年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府地区防犯対策協議会（以下「協議会」という。）に助成金としてその経費の一部を助成することにより、防犯思想の普及、徹底を図り明るい町づくりを推進することを目的とする。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 協議会は、補助金を受けようとするときは、毎年度5月末日までに防府地区防犯対策協議会補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に当該年度の予算書及び事業計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、これを審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、防府地区防犯対策協議会補助金交付決定通知書（第2号様式）を協議会に交付する。

(補助金の請求)

第5条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた協議会が、補助金の交付を受けようとするときは、市長に防府地区防犯対策協議会補助金請求書（第3号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(事業実績報告)

第6条 協議会が事業を完了したときは、直ちに決算書及び事業報告書を提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取消することができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (3) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、協議会に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に対し補助金に係る事業について報告を求め又は市の職員をして調査させることができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

防府地区防犯対策協議会補助金交付申請書

(宛先) 防府市長

申請者

下記のとおり、 年度事業に係る補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 補助金の額
- 3 事業計画の概要及び収支予算書

(第2号様式)

指令防 第 号
年 月 日

防府地区防犯対策協議会
会長 様

防府市長

防府地区防犯対策協議会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度防府地区防犯対策協議会補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。
なお、事業完了後は速やかに実績報告書の提出をお願いします。

記

補助金交付額 円

(第3号様式)

防府地区防犯対策協議会補助金請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者

年 月 日付け指令防 第 号で交付決定のあった 年度防府地区防犯対策協議会補助金について、防府地区防犯対策協議会補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう請求します。

記

補助金請求額 円

【口座振替依頼の方は、下記の枠内に記入してください。】

《 債権者コード 》							
振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫・農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1:普通 2:当座
口 座 名 義 カタカナで記 入 願 い ます							

上記の金額を領収しました。

年 月 日

防 府 市 会 計 管 理 者 様

収入印紙
口座振替は不要

住所

氏名